

## 八幡市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、八幡市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例（令和元年八幡市条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事前協議の手続)

第2条 条例第9条第1項の規定による協議（以下「事前協議」という。）を行おうとする者は、事前協議書を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する事前協議書には、別表第1に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、当該事前協議に係る事業計画に応じて、その必要がないと認められるときは、これらの図書又は当該図書に明示すべき事項の一部を省略することができる。

(周辺住民等への事前周知)

第3条 条例第10条第1項の規定による事前周知は、次に掲げる者に対して行うものとする。

(1) 事業区域と隣接する土地及び当該土地に存する建築物の所有者、管理者及び居住者等（隣接地が国又は地方公共団体が所有している土地で道路等の用に供しているもの、河川その他これらに類するもの場合はその対側を含む。）

(2) 事業区域及びその周辺の地域の自治組織団体等の代表者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 条例第10条第1項の規定による報告は、事前周知結果報告書に次に掲げる書類を添付して、これを市長に提出して行わなければならない。

(1) 事前周知に使用し、又は配布した図書の写し

(2) 事前周知を行った地域の範囲を示した図面

(3) 事前周知のための説明会を開催した場合にあっては、次に掲げる書類

ア 説明会で配布した資料及び説明事項を記載した書類

イ 説明会を開催した状況を確認することができる写真

ウ 説明会に出席した者の名簿の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(特定事業の届出)

第4条 条例第11条第1項の規定による届出は、事業計画届出書に別表第2に掲げる図書を添付して、これを市長に届け出ることにより行わなければならない。

2 前項の規定による届出において、特定事業を実施しようとする者及び当該事業の現場管理者は、次の各号のいずれにも該当しない者でなければならない。

(1) 特定事業を実施するために必要な資力及び信用があると認められない者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(3) 条例第19条の規定による命令を受けた者で、当該命令に係る必要な措置を市長が定めた期限までに完了していないもの

- (4) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人（法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。）が第2号又は前号に該当するもの
- (5) 法人であって、その役員又は次に掲げる使用人が第2号又は第3号に該当するもの
  - ア 本店若しくは支店又は主たる事務所若しくは従たる事務所の代表者
  - イ 特定事業に係る契約を締結する権限を有する者
- (6) 法人であって、第2号に規定する者がその事業活動を支配するもの
- (7) その他市長が適当でないと認める者

3 条例第11条第3項の規定による届出は、事業計画変更届出書を市長に届け出ることにより行わなければならない。

（届出を要しない変更）

第5条 条例第11条第3項ただし書に規定する届出を要しない事業計画の変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第11条第2項第2号に掲げる事項の変更のうち、同条第1項の規定による届出に係る設置工事の着工予定日を当該着工予定日とされた日より前とする変更以外の変更
- (2) 条例第11条第2項第4号に掲げる事項の変更のうち、工作物の構造耐力上主要な部分以外の部分（太陽電池モジュールに係るものを除く。）の構造の変更

（特定事業着工の届出）

第6条 条例第12条の規定による届出は、工事着工届出書を市長に提出して行わなければならない。

（特定事業完了の届出）

第7条 条例第13条の規定による届出は、工事完了届出書を市長に提出して行わなければならない。

（特定事業廃止の届出）

第8条 条例第14条第1項の規定による届出は、事業廃止届出書を市長に提出して行わなければならない。

（公表の方法）

第9条 条例第20条第1項の規定により公表する事項は、条例に定めるもののほか、次に掲げるものとする。

- (1) 命令等を行うことに至った経過等
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 公表の方法は、市のホームページへの掲載その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

（その他）

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年1月1日から施行する。ただし、第1条、第9条及び第10条の規定は公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

図書の種類	明示すべき事項
住民票の写し（事前協議を行おうとする者が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書の写し）	
位置図	方位、縮尺及び事業区域
事業計画書	事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、現場管理者の氏名及び住所、特定事業の着工予定日及び完了予定日、事業区域の所在地、面積及び特定事業完了時における土地の形状、太陽光発電設備の位置、構造及び発電出力、防災上の措置に関する計画、良好な自然環境等の保全に関する計画、設置工事の施工に伴う騒音及び振動の防止又は抑制に関する計画、資材、廃材等の管理に関する計画、既存の道水路等の管理に関する計画、特定事業の施行に当たって要する他の法令及び条例による許可、認可等に関する事項、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に規定する特定契約を締結する場合にあつては、その締結の時期並びに太陽光発電設備の維持管理計画（特定事業の廃止後において行う措置を含む。）
設計説明書	造成・排水・設置方法等に関する基本方針、事業区域のうち抑制区域に該当する区域、事業区域内の土地の現況及び土地利用計画
公共施設一覧表	公共施設の種類及び管理者
合成公図	事業区域及び隣接する土地の所有者、地積及び地目（公共施設の対側も含む。）並びに事業区域及び隣接する法定外道路及び普通河川等
区域内権利者一覧表	物件の種類、所在地及び地番、権利の種類、権利者の氏名又は名称並びに同意の有無
隣接土地所有者一覧表	所在地及び地番並びに権利者の氏名又は名称
現況写真	事業区域の全景及び各方角からの写真
現況平面図	方位、縮尺、図面名、図番、作成日、作成者氏名及び印、事業区域の境界、現況道路名、河川名、排水構造物、等高線、現況高、事業区域内の土地の地番及び隣接する土地の地番並びに当該土地の所有者、官民境界確定日及び番号並びに法定外道路及び普通河川等
土地利用計画図	方位、縮尺、図面名、図番、作成日、作成者氏名及び印、事業区域の境界、太陽光発電設備の位置、現況道路名、河川名並びに土地利用計画表
造成計画平面図	方位、縮尺、図面名、図番、作成日、作成者氏名及び印、事業区域の境界、現況道路名、河川名、法面、構造物、切盛土、法面勾配、法面保護工並びに事業に関わる法令等の名称

造成計画断面図	縮尺、図面名、図番、作成日、作成者氏名及び印、事業区域の境界、切盛土、構造物寸法並びに排水方向
雨水排水計画平面図	方位、縮尺、図面名、図番、作成日、作成者氏名及び印、事業区域の境界、現況道路名、河川名、排水構造物、排水方向並びに流末流量
構造図	縮尺、図面名、図番、作成日、作成者氏名及び印、擁壁断面図並びに擁壁展開図
求積図	縮尺、図面名、図番、作成日、作成者氏名及び印、事業区域の境界、座標求積又は三斜求積並びに辺長

別表第2（第4条関係）

図書の種類
別表第1に掲げる図書
設置者、事業施行者及び現場管理者（以下この表において「設置者等」という。）に係る住民票の写し（設置者等が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書の写し及び役員一覧表）
欠格要件非該当誓約書
資力及び信用に関する申告書
事業施行者の施工能力に関する申告書
特定事業の施行に当たって要する他の法令及び条例による許可、認可等の手続の状況を示した書類
特定契約を締結する場合にあっては、その締結に係る経過を示した書類
本表に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書